

# 令和6年教育委員会第12回臨時会会議録

開会日時 令和6年11月29日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 10時11分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花 高子

同職務代理者 井口 信二

委 員 上原 有美江

委 員 壺内 明

委 員 谷部 憲子

## 議場出席委員

- |         |       |           |       |
|---------|-------|-----------|-------|
| ・教育次長   | 中島 俊一 | ・学校教育担当部長 | 山梨 智弘 |
| ・教育総務課長 | 山崎 淳  | ・学務課長     | 羽田 顕  |
| ・教育指導課長 | 谷合みやこ | ・統括指導主事   | 青木 大輔 |

書記 ・教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小花 高子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花 高子 委員 井口 信二 委員 上原 有美江

以上の委員3名を指定する。

開会時刻 10時00分

○**教育長** おはようございます。本日は田中委員からご欠席のご連絡を頂いておりますが、出席委員は定足数に達しておりますので、令和6年教育委員会第12回臨時会を開会いたします。

次に、本日の会議録の署名は私に加え、井口委員と上原委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日は議案等が3件でございます。

それでは、議案第67号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

教育指導課長。

○**教育指導課長** それでは、議案第67号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

まず、お手元の資料でございますが、上から議案、新旧対照表となっております。また、新旧対照表につきましては両面印刷になっておりまして、下にページ番号が付されております。

「提案理由」でございますが、11月28日の区議会で、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が議決され、勤勉手当の支給上限を引き上げることに伴い、幼稚園教育職員の勤勉手当の支給割合を改める必要がございますので、本案をご提出いたします。

改正内容につきましては、勤勉手当の支給割合を、一般職員及び管理職員ともに年間0.1月、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員については、年間0.05月引き上げるものでございます。

それでは、新旧対照表の1ページをご覧ください。こちらは第1条関係の改正であり、公布の日から施行され、令和6年12月支給の勤勉手当に適用されます。令和6年度につきましては既に6月期の勤勉手当を支給していることから、12月期に支給割合の改定分を全て割り振ります。具体的な支給割合につきましては、新旧対照表右の改正案第4条第1項第1号のとおり、12月の支給割合を一般職員は100分の122.5に、管理職員は100分の140に改定いたします。定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員につきましては、第4条第1項第2号のとおりでございます。

2ページをご覧ください。こちらは第2条関連の改正であり、令和7年4月1日からの施行のため、令和7年度の勤勉手当につきましてはこちらの改正案が適用されることとなります。令和7年度につきましては、6月及び12月に支給される勤勉手当にそれぞれ均等に改定分を割り振ることといたします。具体的な支給割合につきましては、新旧対照表右側、改正案第4条第1項第1号のとおり、6月及び12月の割合を一般職員は100分の117.5、管理職員は100分の135に改定するものでございます。定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員につきましては、第4条第1項第2号のとおりでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 67 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 67 号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 68 号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

教育指導課長。

○教育指導課長 それでは、議案第 68 号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

「提案理由」でございますが、11 月 28 日の区議会で、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が議決され、給料表の引上げ改定を行うこととなりました。引上げ幅は若年層に重点を置いており、号給ごとに異なります。これに伴い、幼稚園教育職員の昇格時対応号給表を改める必要がございますので、本案を提出いたします。

「改正内容」につきましては、昇格時対応号給表を議案 1 ページの中段から 7 ページまでのとおり改定するものでございます。昇格時対応号給表は幼稚園教育職員が昇格した際、新たな給与号給を適用する際に使用いたします。昇格前の給与号給から別表第 3 の 1 番の左、「昇格した日の前日に受けていた号給」と同じ行の該当する率の給与号給に切替えを行ってまいります。

なお、別表の第 3 の中で、昇格後の号給の 2 級とは主任教諭、3 級とは副園長、4 級とは園長のことを示すものでございます。

次に、新旧対象表をご覧ください。変更点の例といたしましては新旧対照表の 3 ページにある表の一番上の列の一番左「昇格した日の前日に受けていた号給」が 93 号給の行を見ていただきますと、現行の左の表では、表中左から 3 列目の「昇給後の号給」が 3 級職である行の数字が 65 号給なのに対しまして、右の改正後の表では 61 号給となっております。

これは 2 級職 93 号給、2 級職というのは主任教諭 93 号級から 3 級職副園長に昇格した際に、現行では 3 級職 65 号給となるものが、改正後は 3 級職 61 号給になるものでございます。

このような改正が全 162 か所で行われることになっております。

本規則の改正は公布の日から施行となりますが、令和 6 年 4 月 1 日に遡って適用いたします。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 68 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 68 号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 69 号「会計年度任用講師の給料又は報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

教育指導課長。

○**教育指導課長** それでは、議案第 69 号「会計年度任用講師の給料又は報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

まず、「提案理由」でございます。幼稚園講師及び特別支援教室拠点校講師の報酬の額を改正する必要がございますので、本案を提出するものでございます。

資料の 2 枚目が新旧対照表となっておりますので、ご覧ください。改正内容は別表の会計年度任用講師のうち、幼稚園講師の報酬額を、時間額 2,198 円を 2,253 円に、特別支援教室拠点校講師の報酬額を、時間額 1,739 円を 1,836 円にそれぞれ改めるものでございます。これは会計年度任用職員の給料または報酬の額は、職種ごとに常勤職員の給料表に当てはめて換算しておりますが、この基となる常勤職員の給料表がこのたび改定されましたので、それに伴いまして時間額が改正される場合に行うこととなっております。

付則をご覧ください。この規則は公布の日から施行し、常勤職員の例により令和 6 年 4 月 1 日に遡って適用するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 69 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 69 号につきまして原案のとおり可決といたします。

以上で議案等 3 件を終わります。

本日の議事は以上で全て終了となりますけれども、その他、何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で令和 6 年教育委員会第 12 回臨時会を閉会といたします。

ありがとうございました。

閉会時刻 10 時 11 分